

令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の概要

沖縄県教育委員会

主なスケジュール（予定）

◆願書の受付 令和3年4月2日（金）～4月26日（月）（郵送のみ）

◇電子申請入力期間 …… 令和3年4月2日（金）0時～4月26日（月）15時59分

※手書き申請用の書類請求 …… 令和3年4月1日（木）以降

○第1次選考試験日 令和3年7月11日（日）

第1次合格発表：令和3年8月上旬

○第2次選考試験日 令和3年8月13日（金）～8月15日（日）

最終合格発表：令和3年9月下旬

主管課 沖縄県教育庁学校人事課（〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 13階）

選考で重視する視点

次の「求める教員像」に合致する者を選考する。

- 人間性豊かで、教育者としての使命感と幼児児童生徒への教育的愛情のある教員
- 幅広い教養と教育に関する専門的知識・技能を有し、常に学び続ける実践的指導力のある教員
- 沖縄県の自然、歴史及び文化に誇りを持ち、多様性を受容し、グローバルな視点を兼ね備えた教員
- 豊かなコミュニケーション能力を有し、組織力を活用できる総合的な人間力を持った教員

募集校種・教科等

校種等	教科等
(1) 小学校教諭等	
(2) 中学校教諭等	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
(3) 高等学校教諭等	国語、地理歴史、公民、数学、理科（物理）、理科（化学）、理科（生物）、保健体育、音楽、美術、英語、家庭、情報、農業、商業、水産、工業（機械）、工業（電気）、工業（建築）、工業（土木）、家庭（調理）
(4) 特別支援学校小学部教諭等	
(5) 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）	保健体育、音楽、美術
(6) 養護教諭等	

注意事項

- ① 校種等(3)「家庭（調理）」は、特別選考でのみ募集する。
- ② 1人が受験できるのは、上記のうちいずれかの校種等に限り、校種等の中にさらに教科等の区分がある場合は、そのうちのいずれかの教科等に限る。
- ③ 校種等(2)、(3)の区分で合格した者のうち一部は、特別支援学校中等部又は高等部に配属になることがある。
- ④ 「教諭等」には、任用の期限を付さない常勤講師を含む。なお、日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤講師とする。

受験資格

次のすべてに当てはまる者とする。

- (1) 昭和51年4月2日以降に出生した者（特例対象者は、昭和50年4月2日以降に出生した者）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の規定に該当しない者
- (3) 活字印刷又は点字により出題される試験に対応できる者
- (4) 令和4年4月1日時点で有効な、受験する教科等の教育職員普通免許状（以下「免許状」という。）を所有している（令和4年3月31日までに取得見込みの場合を含む。以下同じ）者で、有効期限の更新又は更新講習修了確認をする必要がある場合、必要な手続を同日までに終えることができる者。ただし、高等学校教員資格認定試験合格により授与された看護、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の普通免許状は除く。

- ① 校種等(5)の校種等については、中学校又は高等学校のどちらかの免許状のみで受験することができる。
- ② 校種等(3)「水産」は、「商船」の免許状でも受験することができる。
- ③ 校種等(2)、(3)、(5)の「保健体育」は、「保健」の免許状では受験することができない。
- ④ 校種等(4)「特別支援小学部」については小学校の免許状、校種等(5)「特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）」については中学校又は高等学校の対応する教科の免許状のほか、1以上の領域における特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）がなければならない。ただし、1以上の領域における特別支援学校教諭免許状を採用後5年以内に取得する意思があればよいものとする。

—— 特例対象者（次の特例に該当する者で、令和2年の提出期日までに特例希望届を提出した者） ——

令和2年度実施の本選考試験において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず受験できなかった者に対する特例

- ① 受験年齢制限上限の受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず第1次試験を受験できなかった者に対しては、特例で令和3年度実施沖縄県教員候補者選考試験の受験を認める。
- ② 第1次試験を合格した受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず第2次試験の受験ができなかった者に関しては、特例で令和3年度実施沖縄県教員候補者選考試験における第1次試験の免除を認める。

選考の種類

「一般選考」「身体に障がいのある者を対象とした特別選考」「スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考」「特定の資格を有する者を対象とした特別選考」の4種類の選考を行う。

(1) 一般選考

	校種・教科等	第1次試験(7/11)	第2次試験(8/13～8/15)
ア	小学校教諭等、イ～エを除く中学校教諭等、高等学校教諭等及び養護教諭等	・筆記試験 （専門試験並びに一般教養及び教職教養試験） ※ 専門試験「英語」及び「音楽」では、音声による出題を含む	・個人面接（模擬授業等含む）
イ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「美術」「家庭」の教科		・個人面接（模擬授業等含む） ・実技試験
ウ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「保健体育」の教科		・個人面接（模擬授業等含む） ※「保健」模擬授業とする ・「体育」模擬授業
エ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の教科		・個人面接（模擬授業等含む） ・英語筆記試験（英作文）
オ	特別支援学校小学部教諭等及び特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）のうち「音楽」の教科		・個人面接（模擬授業等含む） ・特別支援学校専門筆記試験
カ	特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）のうち「美術」の教科		・個人面接（模擬授業等含む） ・特別支援学校専門筆記試験 ・実技試験
キ	特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）のうち「保健体育」の教科		・個人面接（模擬授業等含む） ・特別支援学校専門筆記試験 ・「体育」模擬授業

(2) 身体に障がいのある者を対象とした特別選考

最終合格者見込み数	若干名
受験資格	「募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(2)から(5)までのいずれかの校種・教科等を受験する者で、一般選考の受験資格に加え、身体障害者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が1級から6級までの者
留意事項	① 試験は原則として一般選考と同様に行い、合否の判定は一般選考と別に行う。 ② 受験に際しての配慮を希望する者は、必要書類の該当欄にその内容を記入すること。 ③ 本特別選考の受験資格を満たしていても、本特別選考を受験せず一般選考試験を受験することも可能である。

(3) スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考

最終合格者見込み数	若干名
受験資格	一般選考の受験資格に加え、次の①又は②の条件に該当する者 ① スポーツ分野 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「保健体育」を受験する者で、学校教育活動に資すると認められる種目において秀でた技能・実績を持ち、国際的規模の競技会（オリンピック、ワールドカップ、世界選手権、IOCに加盟している国際競技団体が主催するアジア競技大会(OCA主催)）に日本代表として出場し、優秀な成績を収めた者やその指導者 ② 芸術分野 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「音楽」「美術」を受験する者で、受験する教科に関連する分野において秀でた技能・実績を持ち、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者やその指導者
留意事項	① 審査の結果、特別選考に該当するか否かは6月下旬までに通知する。 ② 資格に該当すると認められた者は、第1次試験を免除し、第2次試験を受験する。第2次試験の詳細については、一般選考試験の第1次試験合格通知と同時期に発送する。 ③ 資格に該当すると認められなかった者には、第1次試験の受験票を送付する。 ④ この特別選考により第1次試験の免除を受けられるのは、1回までとする。

(4) 特定の資格を有する者を対象とした特別選考(高等学校教諭等「家庭(調理)」)

最終合格者見込み数	若干名
受験資格	一般選考の受験資格に加え、次の①から②のすべてに該当する者 ① 高等学校の「家庭」の免許状を所持する者 ② 調理師免許を有する者
留意事項	① 特別選考に該当するか否かは6月下旬までに通知する。 ② 資格に該当すると認められた者は一般選考の第1次試験を受験し、第1次試験に合格した場合は、第2次試験における「個人面接(模擬授業等含む)」のみ受験する。 ③ 資格に該当すると認められなかった者は一般選考の高等学校教諭等「家庭」を志願したものとす。 ④ 本選考により採用された者の勤務地は、原則として調理師養成課程を有する高等学校とする。

第1次試験における一部試験免除・加点

次の(1)に該当する者で、第1次試験における一部試験免除を希望する者に対しては、第1次試験の一般教養及び教職教養試験を免除し、専門試験を課す。

また、いずれかの加点を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成し、電子申請の方法で出願しなければならない。
(特例対象者は、学校人事課から送付する所定様式で希望する。)

(1) 本県臨任等の経験を有する者を対象にした一部試験免除

免除を受ける資格	<p>次の①から③のすべてを満たしていること。</p> <p>① 本県の国公立学校（県立、市町村立又は国立大学法人附属の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。）における正規任用の教諭、常勤講師及び養護教諭、臨時的任用の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師並びに非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。以下同じ。）（以下「臨任等」という。）としての勤務経験を、平成26年4月から令和3年3月までの間に通算して60月以上有していること。ただし、非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算する。</p> <p>② 令和3年4月以降の臨任等経験として、次のア又はイのいずれかに該当すること。 ア 令和3年4月から出願までの間に、本県の国公立学校での臨任等としての勤務経験があること。 イ 令和3年4月から本県の公立学校での臨任等としての勤務を希望し、令和3年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所にその旨の登録を行っていること。 ただし、令和3年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としない。 臨任等の任用に係る連絡に応じられるよう、臨任等の勤務希望を登録した教育事務所及び学校人事課の電話番号を事前に確認すること。</p> <p>③ 出願年度の4月1日現在で、本県の正規任用の教職員として勤務していないこと。</p>
留意事項	<p>① 免除の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>② 免除を受ける者は、第1次試験当日、専門試験の終了後に試験場を退出すること。会場内では試験が実施中であるため、静粛を保つこと。</p> <p>③ 免除を受けられなかった場合、通常の実験者と同様に一般教養及び教職教養試験を受験すること。</p> <p>④ 一部試験免除を受けた場合、一般教養及び教職教養試験の得点は、専門試験の得点率と同様として計算して合否を判定する。</p>

次の(2)から(6)までのいずれかに該当する者で、第1次試験における加点を希望する者に対しては、第1次試験の得点に加点する。なお、複数に該当する場合、加点は最大で20点とし、加点の結果は満点を超えないものとする。

(2) 特定の資格を有する者を対象にした加点（特別支援学校免許等）

加点を受ける資格	<p>令和3年3月末日までに授与された1以上の領域における特別支援学校教諭普通免許状（盲・聾・養護学校普通免許状を含む。）を有していること。</p>
留意事項	<p>① 提出書類となる資格を証明する書類は、次のとおりである。 ・「対象となる免許状の写し又は免許状授与証明書（原本）」</p> <p>② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>③ 該当する者は、免許の領域の種類や数にかかわらず、第1次試験の得点に15点を加点する。</p>

(3) 特定の経験を有する者を対象にした加点（国際貢献活動）

加点を受ける資格	<p>青年海外協力隊その他のボランティア（独立行政法人国際協力機構が派遣するものに限る。）として、海外に2年以上派遣された経験を有していること。</p>
留意事項	<p>① 提出書類となる資格を証明する書類は、次のとおりである。 ・「独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書（原本）」</p> <p>② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>③ 該当する者は、第1次試験の得点に20点を加点する。</p>

(4) 特定の資格を有する者を対象にした加点(海技免状)

加点を受ける資格	次の①から②のすべてを満たしていること。 ① 高等学校教諭等「水産」を受験する者で、三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格又はこれらより上級の資格の海技士、又は海技士(内燃機関)の資格を有していること。 ② ①の資格を取得してから1年以上の乗船経験を有すること。
留意事項	① 提出書類となる資格を証明する書類は、次のとおりである。 ・「海技免状の写し及び乗船経験を証明する書類(船員手帳の写し等)」 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、 提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、第1次試験の得点に10点を加点する。

(5) 特定の資格を有する者を対象にした加点(英語に関する資格)

加点を受ける資格	次の①又は②のいずれかを満たしており、出願時に提出書類②の提出が可能であること。 ① 小学校教諭等又は特別支援学校小学部教諭等を受験する者で、次のいずれかの資格を有する者 ア 英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許(令和3年3月末日までに授与されたものに限る。) イ 実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT® 72点以上又はTOEIC® Listening&Reading Test 785点以上のいずれか ② 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「英語」を受験する者で、次のいずれかの資格(出願の2年前の4月1日以降に受験し、取得したものに限り)を有する者 ア 実用英語技能検定1級、TOEFL iBT® 95点以上又はTOEIC® Listening&Reading Test 945点以上のいずれか イ 実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT® 72点以上又はTOEIC® Listening&Reading Test 785点以上のいずれか
留意事項	① 提出書類となる資格を証明する書類は、次のとおりである。 ・ 英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許 → 「免許状の写し又は免許状授与証明書(原本)」 ・ 実用英語技能検定 → 「合格証明書又は合格証書(原本)」 ・ TOEFL iBT® → 「Test Taker Score Report(郵送による受験者用控えスコアレポート)(原本)」 ・ TOEIC® Listening&Reading Test → 「Official Score Certificate(公式認定証)(原本)」 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、 提出書類は一切返却しない。 ③ 第1次試験の得点に、加点を受ける資格①ア又は資格①イに該当する者には15点、加点を受ける資格②アに該当するものには20点、加点を受ける資格②イに該当する者には5点をそれぞれ加点する。

(6) 特定の資格を有する者を対象にした加点(司書教諭に関する資格)

加点を受ける資格	司書教諭の資格を有していること。
留意事項	① 提出書類となる資格を証明する書類は、次のとおりである。 ・「司書教諭に関する修了証書の写し」 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、 提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、第1次試験の得点に5点を加点する。

第1次試験

※新型コロナウイルス感染症等による不測の事態等の対応により、止むを得ず実施方法等を変更する場合もある。

試験期日	令和3年7月11日（日曜日）
試験会場	・那覇市及びその周辺 ※県立那覇高校、県立那覇商業高校、県立小禄高校、県立浦添高校、県立那覇国際高校及び県立那覇西高校を予定しているが、これら以外の会場になる場合もある。具体的な会場名は受験票に記載して通知する。
提出書類	・受験調書 ・健康状態申告書

第2次試験

※新型コロナウイルス感染症等による不測の事態等の対応により、止むを得ず実施方法等を変更する場合もある。

期日	令和3年 8月13日（金） 〈1日目〉	令和3年 8月14日（土） 〈2日目〉	令和3年 8月15日（日） 〈3日目〉
会場（予定）	・県立那覇高校	・県立那覇高校 ・県立小禄高校	・県立小禄高校
試験内容	ア 小学校教諭等、イ～エを除く中学校教諭等、高等学校教諭等及び養護教諭等	・個人面接（模擬授業等含む）	※いずれか1日 （小学校教諭等は〈1日目〉に実施）
	イ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「美術」「家庭」の教科	・個人面接（模擬授業等含む） ・実技試験	※いずれか1日 （個人面接と実技試験は同日に実施）
	ウ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「保健体育」の教科		・「体育」模擬授業 ・個人面接（模擬授業等含む） ※「保健」模擬授業とする
	エ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の教科		・英語筆記試験（英作文） ・個人面接（模擬授業等含む）
	オ 特別支援学校小学部教諭等及び中学部・高等部教諭等（共通）のうち「音楽」の教科		・特別支援学校専門筆記試験 ・個人面接（模擬授業等含む）
	カ 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）のうち「美術」の教科		・特別支援学校専門筆記試験 ・実技試験 ・個人面接（模擬授業等含む）
キ 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）のうち「保健体育」の教科		・特別支援学校専門筆記試験 ・「体育」模擬授業 ・個人面接（模擬授業等含む）	
主な提出書類	・面接調書	・健康状態申告書	

出願手続

出願の方法には、「**電子申請**（インターネットを利用して必要事項を入力し、提出する方法）」「**手書き申請**（郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法）」「**特例対象者申請**（郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法）」の3種類がある。いずれの場合も、最後は郵送による提出が必要となるので注意すること。

(1) 【電子申請】(インターネットを利用して必要事項を入力し、提出する方法)

※第1次試験における一部試験免除・加点については、この方法でのみ申請することができる。

(特例対象者は、学校人事課から送付する所定様式で希望する。)

※インターネット接続、メールの送受信及び書類の印刷が可能な者は、原則、この方法で出願すること。

作業の流れ	① 電子申請システム利用者IDの取得・基本情報の入力・必要書類の印刷 ② 電子申請終了後の各作業（本人の署名欄等への手書き、写真・切手の貼付等） ③ 書類の提出（郵送）
入力期間	令和3年4月2日（金）0時～4月26日（月）15時59分
必要な環境	① インターネットのできるPC端末 ② プリンター ③ A4用紙（通常のコピー用紙。色つきの用紙やケント紙等の厚紙は使用しないこと） ④ メールアドレス

(2) 【手書き申請】(郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法)

※第1次試験における一部試験免除・加点について、この方法での申請は行えない。(1)の方法で申請すること。

書類の返送期間	令和3年4月7日（水）以降順次
方法	<p>① 出願に必要な書類の請求 次のあて先に、返信用封筒として、書類の送付先の住所・氏名（敬称は「様」か「殿」とすること。）を記入して250円切手を貼り付けた角形2号封筒（縦33.2cm、横24cm）を送付すること。送付する封筒の表には「教員試験願書請求」と朱書きすること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">あて先： 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県教育庁学校人事課</p> <p>注意事項： ア 書類の申請は、令和3年4月1日（木）以降から受け付ける。 イ 書類は令和3年4月7日（水）以降、順次返送する。 ウ 令和3年4月7日（水）以降に請求の到達があったものについては、到達後1～2日（土・日・祝日を除く）で返送する。 ※往復の郵送に要する日数を考慮し、余裕を持って請求すること。 <u>郵送に日数を要して願書提出締切日に間に合わない場合は、不受理となる。</u> エ 返信用封筒は折り曲げてよい。 オ 返信に速達を希望する者は、必要な切手を追加で貼り付け、封筒上部に「速達」と朱書きすること。 カ 教育庁学校人事課、各教育事務所、沖縄県県外事務所及び県内各大学での配布は行わない。</p> <p>② 書類の記入等 ③ 書類の提出（郵送）</p>

(3) 【特例対象者申請】(郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法)

※特例対象者で、第1次試験における一部試験免除・加点を希望する場合もこの方法で申請する。

対象者	p2の特例対象者
申請方法	(2)の方法①～③と同様とする。ただし、送付する封筒の表には「特例対象者教員試験願書請求」と朱書きすること。 ※申請があった者に対しては、特例申請用の書類（一部免除、加点等の 所定様式 も含む）を送付する。

(4) 出願書類の提出方法

(1), (2), (3)の申請後、出願に必要な書類は、郵送のみ受け付ける。

提出方法 (郵送のみ)	<p>① 用意した封筒を、特定記録又は簡易書留で郵送すること。</p> <p>② 受付期間 令和3年4月2日(金)～4月26日(月) ※当日消印有効</p> <p>あて先： 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県教育庁学校人事課</p> <p>注意事項： ア 【電子申請】【手書き申請】【特例対象者申請】いずれの場合も、出願書類の提出は郵送とすること。 イ 特定記録又は簡易書留は郵便局の窓口でのみ引き受けており、ポストに投函することはできないので注意すること。 ウ 出願最終日に郵送する場合には、特定記録又は簡易書留に加え、速達とすること。 エ 書類が到達したか否かの問い合わせには応じない。追跡サービス等で確認すること。</p>
----------------	---

暴風雨時等の対応

台風等、暴風雨時の試験実施については、原則として次のとおりとする。

- (1) 暴風警報等発令中でも、当日朝、バスが発発から運行している場合は、試験を実施する。
- (2) 試験開始後、バスが運行停止になった場合、別途指示する。
- (3) 暴風警報等が発令され、バスが発発から運行停止になった場合、その日の試験は行わず延期する。
- (4) 予定している日に試験が実施できなかった場合の試験の延期については、下記の日程を基本とし、詳細についてはウェブページで連絡する。
 - ・第1次試験……令和3年7月18日(日曜日)
 - ・第2次試験……令和3年8月27日(金曜日)・8月28日(土曜日)・8月29日(日曜日)